

# 第1回 「国境離島の保全、管理及び振興のあり方に関する有識者懇談会」

## 議事概要

【日時】 平成25年4月26日（金）17:30～19:00

【場所】 内閣府本府3階特別会議室

【出席者】 奥脇座長、秋山委員、磯部委員、木場委員、久保委員、志方委員、渡邊委員

### ○概要

- ・資料1-1及び1-2について、事務局から説明を行い、「国境離島の保全、管理及び振興のあり方に関する有識者懇談会規則」が原案通り、決定された。
- ・資料2-1～2-4、資料3-1～3-2及び資料4について、事務局から説明を行い、質疑応答及び自由討議が行われた。

### ○委員からの主な意見等（「・」は委員からの意見等、「→」は事務局からの回答）

（これまでの離島の保全、管理に関する施策について）

- ・国内での離島の定義とは何か。  
→資料2-1の離島数6,852は高潮時に周囲100m以上の島の数。100m未満のものを含めると数万あると言われており、国連海洋法条約等も踏まえ、どの島を離島として、保全・管理していくべきかを考えていくが重要。
- ・低潮線の後退の最大の要因は何であり、それに対する保全はどのようにすべきと考えているのか。  
→浸食の要因としては、波や風といった自然要因の他、船の座礁といった社会的要因がある。このため、低潮線そのものだけではなく周囲を含め少し広めに区域を指定して、保全、行為規制を行っている。今のところ、低潮線が後退している事例はなく、実際に低潮線が削れた時にどうするかは、事例が生じた際に個別に考えていくことになる。

（国境離島の対象について）

- ・国境離島はどこまでを対象にするのか。  
→無人国境離島法案の中に定義があるが、政府においては、「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」に基づき、EEZの基点となる離島について、低潮線保全区域を設定するなどの取組みを行ってきており、現在は、更に領海を規定する離島について、調査を行っているところ。離島は小さいものまで含めると数万あり、予算やマンパワーの制約もあるので、全てを国境離島として同じレベルで管理することはできないことから、どういう離島を特に保全・管理していくべきかが課題であると考えている。
- ・本懇談会の対象とする離島は、無人国境離島に限らないということだが、特定国境離島は全部対象になるのか。  
→既存の政策、立法府で発議された2つの法案を踏まえながら、特に、国境離島の保全・管理のあり方をご議論いただきたいと考えている。なお、特定国境離島はおそらく離島振興法の対象離島の中から、対象が選定されることになると思われる。

- ・ 国境離島のイメージは多様であるため、具体的な離島を例示しながら議論していけるとよい。

(国境離島の管理・保全の目的等について)

- ・ 資料4の論点は保全・管理するための論点であり、何のために保全・管理するのかという議論が抜けている。
- ・ 国境離島の保全・管理する目的のイメージとしては、離島の防衛という観点や、EEZの開発拠点として離島を使いうる状態にするにはどうしたら良いかという観点があるのではないか。
- ・ 資料4の論点はジオロジカル（地質学的）なもののみになっているが、水産資源の確保等についても議論の対象になるのか。それともバウンダリー（境界）を決めてジオロジカルだけに議論を限定するのか。
- ・ 離島の位置付け、あるいは、周辺海域の資源開発拠点として、離島にどういう意味合いをもたせるか、また、離島そのものをどのように保全していくかなどを考えていかなければならない。

(国民への普及啓発等について)

- ・ エネルギー問題に関心の高いいま、国民に関心を持ってもらう良い機会ではないか。メタンハイドレートが発掘・開発等も含め、海洋を守っていくことが日本にとって財産となることを国民に伝えることが重要。また、レアメタルやレアアースが携帯電話など私たちの生活に不可欠なものに使われていることを認識してもらえる広報活動を行っていくことが重要。

以上